

環生第 16-131 号

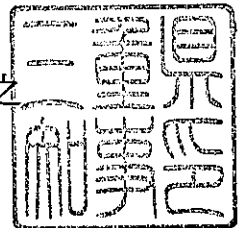
三重県環境審議会

「三重県地球温暖化対策総合計画」の改定について、貴審議会の意見を求めます。

令和7年12月25日

三重県知事

一見 勝之



諮 問 理 由

県では、地球温暖化対策の推進に関する法律で策定が義務付けられた地方公共団体実行計画及び気候変動適応法に基づく地域気候変動適応計画として位置付けた「三重県地球温暖化対策総合計画」（計画期間：2021年度から2030年度までの10年間）を2021年3月に策定し、2050年までに県域からの温室効果ガスの排出実質ゼロとなった脱炭素社会の実現をめざしています。また、2023年3月には当計画を改定し、2030年度における本県の温室効果ガス排出量の削減目標を47%削減（2013年度比）に引き上げ、本県における脱炭素を一層加速させるべく取組を推進しています。

2025年2月、国は「地球温暖化対策計画」を改定し、2035年度及び2040年度の温室効果ガス排出量の削減目標を明確にし、2026年度から2030年度までの5年間で新たに地域脱炭素の実行集中期間と位置付けるなど、2050年ネット・ゼロ実現に向けた新たな対策・施策を盛り込みました。

このため、県においても、国の「地球温暖化対策計画」と整合を図り、中長期的な観点で検討するとともに、2030年度の温室効果ガス排出量の削減目標達成に向け実効性をより高めるため、「三重県地球温暖化対策総合計画」の改定について貴審議会の意見を求めるものです。